

## 1. 補助対象・要件について

Q1:どのような事業者が対象になりますか？

A1:申請時点で内子町内に店舗や事業所を有し、事業実態のある中小企業者や個人事業主が対象です。ただし、法人の場合は、町内に本社または主たる事業所があることが条件となります。また、所在する自治体の市町村税に滞納がないことも必須要件です。

✓ 農業、林業、業業、公共法人、宗教団体など補助の対象とならない事業者があります。

Q2:法人ですが、町外に本社があり、町内に支店・営業所がある場合は申請できますか？

A2:いいえ、申請できません。

法人の場合は、町内に「本社または主たる事業所」があることが条件となるため、町外に本社があり、町内に支店がある場合は対象となりません。

Q3:個人事業主でも申請することはできますか？

A3:はい、申請できます。

町内に事業所があり、本業として継続的に事業を行っている個人事業主の方であれば、従業員を雇っていない方でも対象となります。

Q4:創業して間もないのですが、申請できますか？

A4:はい、申請できます。

物価高騰の影響は創業年数に関わらず及ぶため、事業実態が確認できる事業者であれば、対象となります。 ➡Q8を参照してください。

Q5:副業として事業を行っている場合でも申請できますか？

A5:いいえ、申請できません。

副業として行っている事業は対象となりません。本補助金は、主たる事業として町内で事業を営む事業者を支援することを目的としているため、副業や兼業による事業は対象外としています。

Q6:任意団体や実行委員会は申請できますか？

A6:いいえ、申請できません。

法令に基づく法人格を有しない団体(任意団体・実行委員会等)は対象となりません。

Q7:農業や林業を一部行っていますが、申請できますか？

A7:いいえ、申請できません。

主たる事業が農業、林業、漁業である場合は対象となりません。

ただし、農業などとは別に、製造業・小売業・サービス業などを主な事業として継続的に行っている場合は、事業内容を確認のうえ、対象となる場合があります。

---

Q7-1:医療法人は申請できますか？ ※追加:令和8年4月3日

A7-1:いいえ、申請できません。

医療法人は、中小企業基本法に基づく中小企業者に該当しないため、対象となりません。なお、個人事業主として医療業を営んでいる場合は、サービス業として中小企業者(従業員100人以下)又は小規模事業者(従業員5人以下)に該当する場合、対象となる可能性がありますので、個別にご相談ください。

---

Q7-2:NPO法人は申請できますか？ ※追加:令和8年4月3日

A7-2:次のすべての要件を満たしている場合、申請できます。

- ①収益事業を行っていること
  - ②雇用があること(従業員がいること)
  - ③事業として継続的に運営していること
- 

Q8:事業実態はどのように確認するのですか？

A8:事業実態については、原則として直近の確定申告書により、継続的に事業が行われているかを確認します。なお、創業して間もない場合は、開業届のほか、営業実態が確認できる書類(売上が分かる帳簿や事業所の賃貸借契約書等)により確認します。

---

Q9:資本金や従業員数に制限はありますか？

A9:はい、あります。

中小企業基本法に規定される範囲内であることが条件です。業種ごとに「資本金」や「従業員数」の目安が定められており、どちらか一方が基準内であれば対象となります。

✓ 詳しくは申請要領をご確認ください。

---

Q10:補助金は何度でも申請できますか？

A10:いいえ、本補助金の申請は1事業者につき1回限りです。

---

Q11:対象になるかどうかは、誰がどのように判断しますか？

A11:提出された申請書類及び添付書類の内容を基に、交付要綱及び申請要領に基づいて町が総合的に判断します。

✓ 申請内容によっては、追加資料の提出や内容確認をお願いする場合があります。

---

## 2. 補助金額・期間について

Q12:補助金はいくらまでもらえますか？

A12:補助対象経費の2分の1以内で、上限額は20万円です。

ただし、算出された補助金額が10万円未満となる場合は対象外となるため、注意が必要です。

✓ 算出された補助金額に1,000円未満の端数が生じた場合は切り捨てとします。

Q13:いつまでに事業を終わらせる必要がありますか？

A13:事業実施期間は、町の交付決定を受けた日から令和8年12月28日(月)までです。

この日までに事業を完了させ、実績報告書を提出する必要があります。

## 3. 対象事業・経費について

Q14:どのような取組が補助対象となりますか？

A14:以下の5つの区分に該当する事業が対象になります。

1. 生産性向上事業:新たな設備・機器の導入(省エネ型の業務用冷蔵庫や製造機械など)
2. デジタル化推進事業:ITツール・システムの導入、ハードウェア購入(POSレジ、会計ソフトなど)
3. 人材確保・育成事業:研修受講、採用活動(求人広告の掲載や会社説明会の開催など)
4. 労働環境改善事業:安全衛生設備や休憩施設の整備(LED照明への更新、休憩室の空調整備など)
5. 利用環境改善事業:店舗の利便性・快適性向上のための整備(断熱改修工事、配管工事など)

Q15:複数の取組区分(例:デジタル化+労働環境改善)を組み合わせる申請できますか？

A15:はい、申請できます。

ただし、補助金額の上限は1事業者あたり20万円までです。

Q16:パソコンや一般家電は対象になりますか？

A16:原則として、汎用性が高く、私生活でも使用できるものは対象となりません。

ただし、次のように「業務専用性」が客観的に確認できる場合に限り、例外的に補助対象となることがあります。

○パソコン・タブレット等の情報通信機器

①補助事業の実施に直接必要である、②業務専用ソフトウェアを導入している、③使用場所を事業所内に限定しているなど、業務専用であることが明確に確認できる場合に限り対象となります。

○次のものは業務で使用する場合であっても、私的利用との区別が困難なため、対象

外としています。

- ・一般家電(テレビ、電子レンジ、冷蔵庫、空気清浄機等)
- ・車両(自動車・バイク等)

✓ 判断に迷われる場合は、申請前に必ず町へご相談ください。

---

Q17:リース・レンタル契約は補助対象になりますか？

A17:いいえ、対象となりません。

本補助金は、事業者ご自身が設備や備品を購入し、事業に継続的に活用していただく取組を対象としているため、リース契約およびレンタル契約に係る費用は対象外としています。

---

#### 4. 申請・手続きについて

Q18:申請はいつから受け付けていますか？

A18:令和8年4月1日(水)から令和8年11月30日(月)までです。

✓ 予算額に達した時点で申請受付を終了します。

---

Q19:申請期間内であれば、必ず受け付けてもらえますか？

A19:本補助金は予算の範囲内で実施するため、申請期間内であっても、申請額の合計が予算に達した時点で受付を終了します。

---

Q20:申請したら、いつ結果(交付決定される日)が分かりますか？

A20:交付決定(審査結果の通知)は、申請時期により以下の予定となっています。

・毎月1日～15日申請 → 翌月1日

・毎月16日～月末申請 → 翌月15日

✓ 交付決定日が土・日または祝日の場合は、その翌開庁日を交付決定日とします。

✓ 申請書類に不備や不足がある場合、不備等が解消された後、次回の交付決定日での決定となります。

---

Q21:交付決定前に買ったものは対象になりますか？

A21:いいえ、対象になりません。

必ず町から「交付決定通知書」が届いた日以降に、契約・発注・購入・着工を行ってください。

---

Q22:事業計画書や実績報告書は、どの程度具体的に書く必要がありますか？

A22:補助対象経費と事業内容、期待される効果(物価高騰対策としての効果)が、第三者にも分かるよう具体的に記載してください。

- ✓ 様式ごとに記入例を作成していますので参考にしてください。
- ✓ 記載内容が不十分な場合は、内容確認や修正をお願いすることがあります。

Q23:事業内容が途中で変わった場合はどうすればよいですか？

A23:事前に町の承認が必要です。「変更承認申請書」を提出してください。

- ✓ 補助対象経費の 20 パーセント未満の変更で、内容に重要な変更がない場合、変更承認は不要です。
- ✓ 変更申請によって補助金を増額することはできません。

## 5. 事業完了後について

Q24:事業が終わった後の手続きを教えてください。

A24:事業完了日から 14 日以内、または令和 8 年 12 月 28 日のいずれか早い日までに「実績報告書」を提出してください。

- ✓ 請求書や領収書の写し、成果物の写真などが必要です。
- ✓ 提出後、町が内容を審査・確定した後に「補助金請求書」を提出することで補助金が支払われます。

Q25:実績報告の期限を過ぎた場合はどうなりますか？

A25:原則として補助金の交付はできません。期限内の提出を厳守してください。

Q26:購入した設備等は、一定期間使い続ける必要がありますか？

A26:補助事業の目的に沿って、適切に使用してください。短期間での転売・廃棄等は認められません。

Q27:補助金を受け取った後、何か報告は必要ですか？

A27:事業を実施した翌年度(令和 9 年度)に、決算および経営状況について「経過報告書」を提出する必要があります。

Q28:書類は何年くらい保管すればよいですか？

A28:補助事業が終了した年度の翌年度から 5 年間、関係書類(会計帳簿、領収書など)を保管しておく必要があります。

- ✓ 後日、内容の確認が行われる場合があります。

Q29:虚偽申請や目的外使用が判明した場合はどうなりますか？

A29:補助金の交付決定を取り消し、既に交付した補助金の返還を求める場合があります。

---

## 6. 相談・申請窓口について

Q30:どこに提出・相談すればよいですか？

A30:内子町役場(内子分庁) 町並・地域振興課 商工観光班が窓口です。

連絡先 :0893-44-2118

開庁時間:8:30~17:15(土日祝日を除く)

制度の詳細・様式等は、  
町HPをご確認下さい。



本 Q&A は、補助事業の内容を分かりやすくまとめたものです。  
個別の事業内容により取扱いが異なる場合がありますので、対象となるかどうかなど  
判断に迷われた場合は、申請前に町へご相談ください。